

### 仏民覆義賣買法

---

(出版者 / Publisher)

和佛法律學校

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

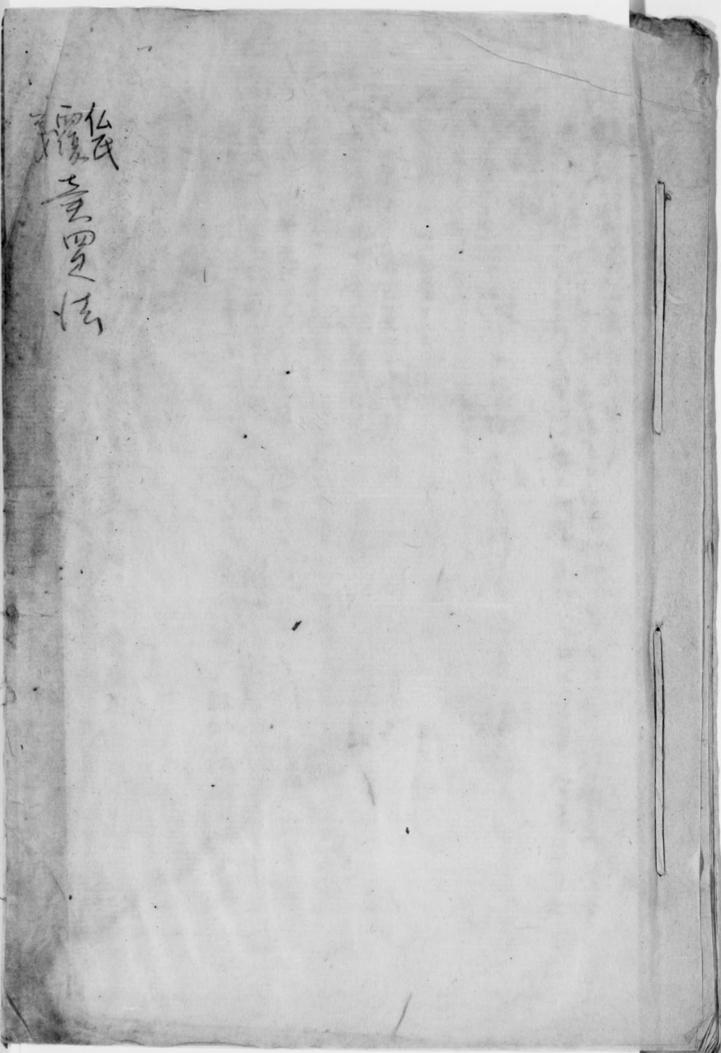
和佛法律學校講義録 / 和佛法律學校講義録

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

17



仙氏  
三  
四  
五  
法



0148



右の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(3) 算計し行帳し又一人身其の如く是の如

右の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

右の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

右の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(4) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(5) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(6) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(7) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(8) 代償

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(9) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(10) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(11) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(12) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(13) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

(14) 試問書紙

此の如く取上りて一人一人に代りて其の如く

○二夫、物に對し、其の爲に、代物賣渡即、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○三、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○四、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○五、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

(三)

○六、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○七、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○八、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○九、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○十、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○十一、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○十二、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○十三、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○十四、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり

○十五、代物賣渡、代々の夫、其の爲に、代物賣渡之時、其の爲に、代々の夫、其の爲に、代物賣渡を爲す事あり





○ 聖王の御代に於ては、地味有るに因りて、果實多し、聖王に傳へられたり、  
果實多し、聖王に傳へられたり、  
○ 聖王の御代に於ては、地味有るに因りて、果實多し、聖王に傳へられたり、  
果實多し、聖王に傳へられたり、  
○ 聖王の御代に於ては、地味有るに因りて、果實多し、聖王に傳へられたり、  
果實多し、聖王に傳へられたり、

○ 聖王の御代に於ては、地味有るに因りて、果實多し、聖王に傳へられたり、  
果實多し、聖王に傳へられたり、  
○ 聖王の御代に於ては、地味有るに因りて、果實多し、聖王に傳へられたり、  
果實多し、聖王に傳へられたり、  
○ 聖王の御代に於ては、地味有るに因りて、果實多し、聖王に傳へられたり、  
果實多し、聖王に傳へられたり、

○ 聖王の御代に於ては、地味有るに因りて、果實多し、聖王に傳へられたり、  
果實多し、聖王に傳へられたり、  
○ 聖王の御代に於ては、地味有るに因りて、果實多し、聖王に傳へられたり、  
果實多し、聖王に傳へられたり、  
○ 聖王の御代に於ては、地味有るに因りて、果實多し、聖王に傳へられたり、  
果實多し、聖王に傳へられたり、

1) 能知及知地役担保

○ 能知及知地役担保  
○ 能知及知地役担保  
○ 能知及知地役担保

○ 能知及知地役担保  
○ 能知及知地役担保  
○ 能知及知地役担保

○ 能知及知地役担保  
○ 能知及知地役担保  
○ 能知及知地役担保

二) 能知担保

○ 能知担保  
○ 能知担保  
○ 能知担保



（一）  
昭和二十年二月一日  
昭和二十年三月十日

（一）  
昭和二十年二月一日

（1）  
昭和二十年二月一日

昭和二十年二月一日  
昭和二十年三月十日  
昭和二十年三月十日

（2）  
昭和二十年二月一日

昭和二十年二月一日  
昭和二十年三月十日  
昭和二十年三月十日

（3）  
昭和二十年二月一日

昭和二十年二月一日  
昭和二十年三月十日  
昭和二十年三月十日

（4）  
昭和二十年二月一日

昭和二十年二月一日  
昭和二十年三月十日  
昭和二十年三月十日

（5）  
昭和二十年二月一日

昭和二十年二月一日  
昭和二十年三月十日  
昭和二十年三月十日

昭和二十年二月一日  
昭和二十年三月十日  
昭和二十年三月十日

部ノ要ヲサシト二月廿七日  
初ノ功ノ一ノ不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
初ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

初四功ノ不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

初五功ノ要ニ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

二題 提出ノ事ト云々要ノ之情

一 不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

初二功ノ不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

初三功ノ不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

初四功ノ不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

初五功ノ不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

初六功ノ不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

初七功ノ不効者、其ノ外有テ教へり各自別也又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ  
其ノ功ノ其ノ事ニ各處有テ自色ノ部分又ノ其ノ全一ノ要ニ之リ其故シ

○ 代領ノ子ノ筆算計ニシテ三歳ノ果生ニ至ルニ付伴子中ニ至ルニ付他領ノ果生ノ  
 日ヨリノ利息ノ返シ  
 ○ 妻の遺情ノ控申ニ付物取テノ果生ヲ受テ思シテ思シテ思部ノ思生ノ日ノ  
 果部ニ至ルニ付神ノ子ノ伴生ノ子ヲ  
 ○ 妻の遺情ニ付テ遺言ニ付遺言日一月内ノ代領ノ子ノ筆算計ノ果生ノ受テ  
 元ノ請ニ之ヲ附記ニシ

(4) 妻の遺情ノ物取ノ時物

○ 二年ノ以テ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 夫ノ請ニ之ヲ付テノ経理ニテテ  
 ○ 果生ノ物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 曰ク代領ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 ○ 果生ノ物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 曰ク代領ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ

七章

○ 果生ノ物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 曰ク代領ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ

八章

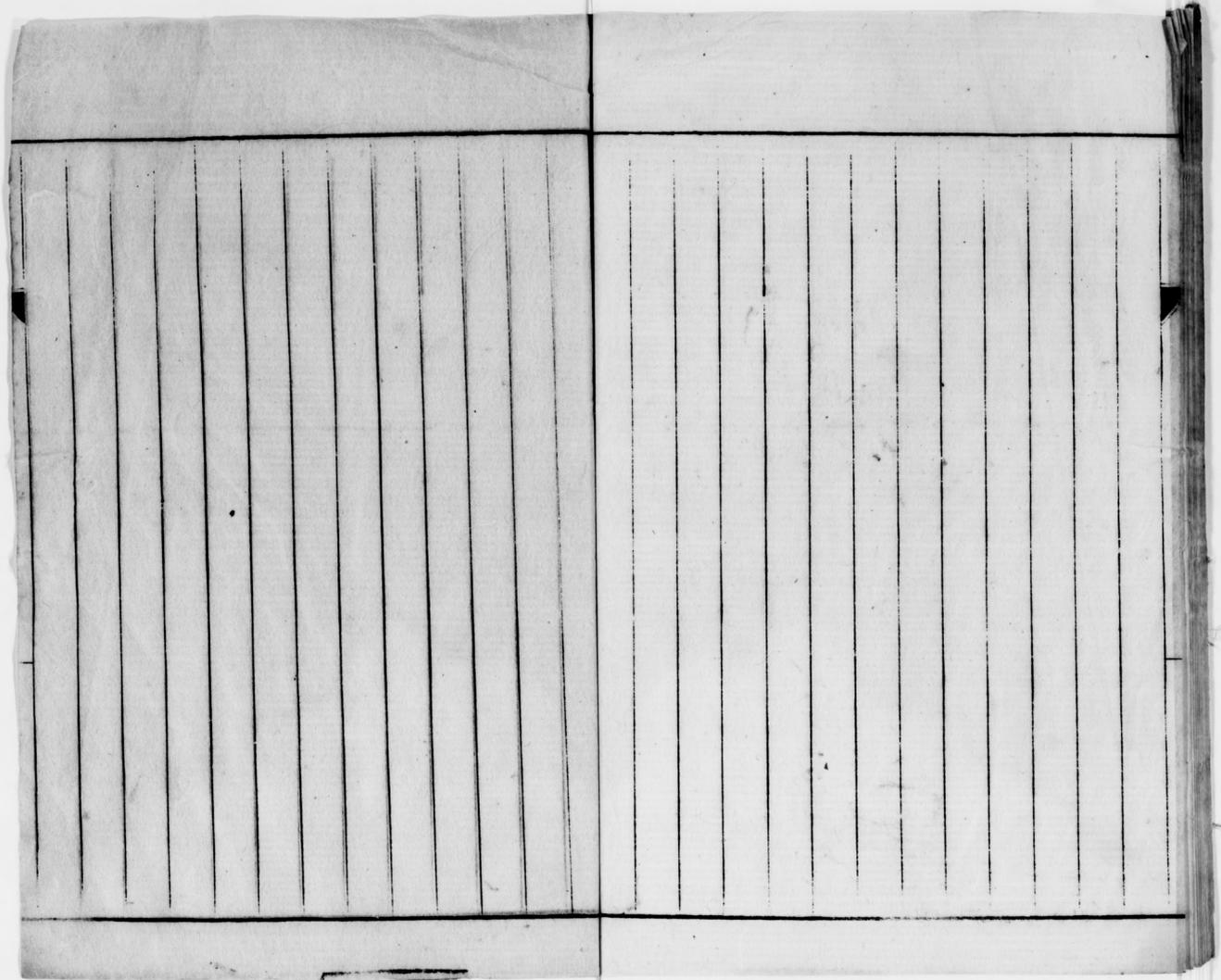
(1) 代領ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 ○ 自己ノ面任テテノ代領ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 代領ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 ○ 仙居ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 代領ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 ○ 仙居ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 代領ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 ○ 仙居ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ  
 代領ノ子ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ日ノ筆算計ノ時物取テテノ果生ノ受テ



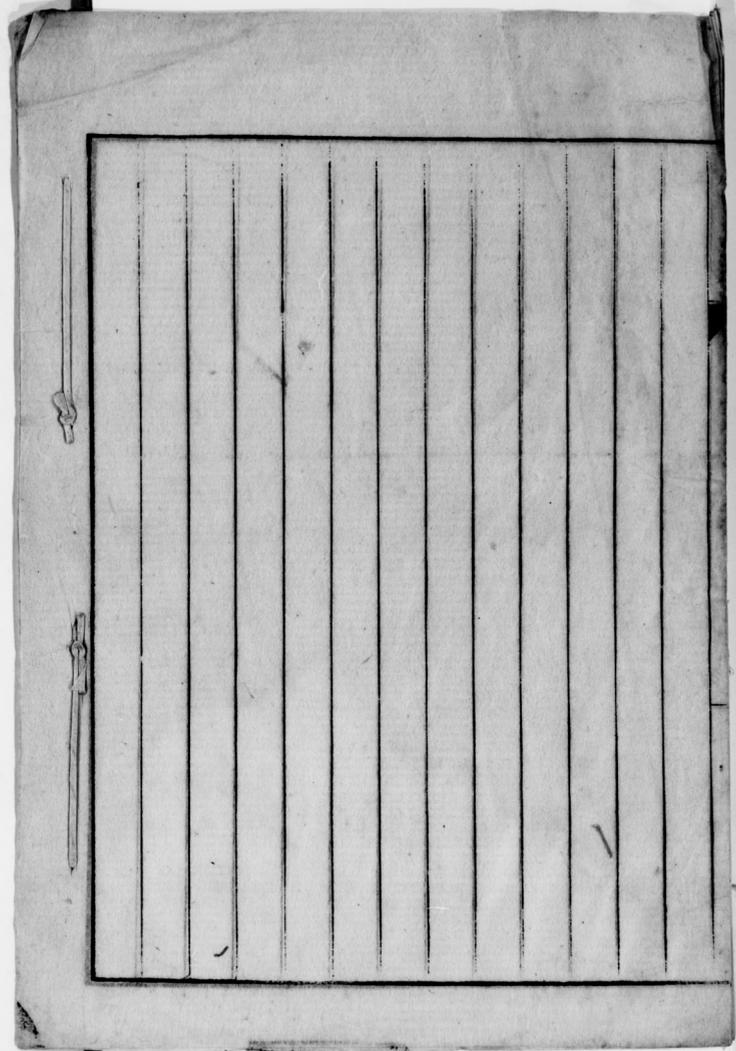








0163



0164